

## 自衛官募集

| 募集項目              | 資格  | 受付期間   | 試験日   |
|-------------------|---|--|---|
| 自衛官候補生<br>(男子・女子) | 採用予定月1日<br>現在<br>18歳以上<br>33歳未満の者               | 年間を通じて行っ<br>ております。<br>第6回メ切<br>2年1月20日<br>第7回メ切<br>2年2月14日<br>第8回メ切<br>2年2月24日 | 第6回<br>2年1月24日、25日のうち指定する1日<br>第7回<br>2年2月21日、22日のうち指定する1日<br>第8回<br>2年3月7日 |
| 予備自衛官補<br>(一般公募)  | 18歳以上<br>34歳未満の者                                | 2年1月6日<br>)<br>2年4月10日   | 2年4月18日、19日のうち指定する1日  |
| 予備自衛官補<br>(技能公募)  | 18歳以上の<br>国家免許資格等<br>を有する者<br>(細部は問い合<br>わせ下さい) |  |   |

※詳しくは、自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所まで Tel. 0125-22-2140

### 砂川警察署からのお知らせ

#### 緊急通報は110番、相談電話は「#9110」に！

- 110番は、緊急の事件・事故などを、いち早く警察へ通報するための緊急電話です。110番に出た警察官が、事件・事故の内容に基づいて必要な事項を質問します。慌てず落ち着いて正しく答えてください。
- 警察官が早く現場に到着出来るよう、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。
- 携帯電話で110番する場合、車で移動しながらの通報や歩きながらの通報は通話が途切れることがありますので控えてください。  
また、車を運転しながらの通報は法令違反となる場合がありますので、車を安全な場所に停止して通報をしてください。
- 緊急の対応を必要としない遺失物・拾得物の届出、諸手続に関する照会などは、最寄りの警察署、交番・駐在所の電話を、相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「#9110」の警察相談専用電話をご利用ください。

### 施設管理人変更のお知らせ

令和2年1月より下記施設の管理人が変わりました。

◆浦臼町中央団地集会施設「ふれあいの家」  
旧管理人 棚田春夫氏→新管理人 川畑隆幸氏  
(浦臼第3の2)

永年にわたって公共施設管理人としてご尽力いただいた棚田氏に心から感謝申し上げます。今後、施設ご利用の際は、お間違えのないようよろしくお願いいたします。

あなたの  
悩みに

すべての相談の相談料が  
**無料**になりました。

0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

相談予約  
ダイヤル

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

買物は町内商店で買いきましょう!!

## 北門信用金庫より300万円寄附

12月13日（金）、町長室において北門信用金庫より地域活性化資金として300万円の寄附をいただきました。理事長である小嶋俊明氏より目録が手渡され、齊藤町長は「地域のためにありがたく使わせていただきます」と感謝の言葉を述べていました。



## 農業体験事業の受入農家さんを募集しています

修学旅行生の農業体験受入事業に取り組んでいる浦臼町農業体験受入協議会（会長：井川 晃）では、一緒に取り組んでいただける農家さんを募集しています。

### ①農業体験受入事業とは？

農業体験受入事業とは、主に道外の修学旅行生が農家さんのお家に宿泊し、農業の体験（お手伝い程度）や食事づくりを一緒に行っていただく事業です。宿泊体験と日帰り体験があります。

### ②謝礼（体験料）があります

例えば宿泊体験1泊2日・3食付だと、食事代・布団代等を含め生徒ひとり分として、8000円程度の謝礼をお支払いします。最大で4名の生徒を受入れていただきます。

### ③受入れ農家さんのおはなし

Aさん：生徒をトラクターに乗せたり、鎌を初めて使ったことをとても喜んでいました。

Bさん：採れたての野菜を食べて「とてもおいしい」と言いながらたくさん食べています。このような縁がきっかけとなり、メールや手紙のやりとりをしています。

Cさん：農業体験以外にも、料理をしたり星空を見たり、普段の日常を一緒に過ごすことも生徒にとって心に残る思い出になると思います。

※現在、受入農家さんが減少しておりますので、ご興味のある方は役場商工観光係までご連絡をお願いします。

浦臼町農業体験受入協議会事務局（役場商工観光係） 68-2114

## 令和2年度償却資産（固定資産税）の申告について

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産（土地や家屋以外の事業の用に供することができる資産）についても課税されます。

浦臼町内に償却資産を所有する法人及び事業を営んでいる個人の方は、地方税法第383条の規定により、申告することが定められています。

平成31年度分の申告をされた方は、必要な書類を12月中に郵送しておりますので、内容を確認後、必要事項を記入し令和2年1月6日（月）～1月31日（金）までに提出してください。期限内申告にご協力願います。（土・日・祝日は受け付けておりません。）

なお、新規に事業を開始された方や昨年度申告をされなかった方は、役場税務係までご連絡ください。（電話68-2112）

例年、軽自動車税になる資産を申告される方がいらっしゃいますが、固定資産税とは別ですので、よく確認をしてくださるようお願いいたします。

申告書には個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入をお願いいたします。個人の方が申告書を提出する際には、申請者のマイナンバーの分かるものと本人確認ができるもの（運転免許証、保険証）をお持ちください。

元気にあいさつをしましょう!!